（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出）

第二十五条の五　法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書（第二十五条の七第四号に規定する場合（同号の表の上欄一の項に掲げるＦＴＴＨアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者にあつては、下欄第四号に該当する場合を除く。）に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。

（法第三十八条の二の総務省令で定める事項）

第二十五条の七　法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）ごとの次に掲げる事項

［イ～ヲ　略］

一　電気通信事業者の電気通信事業の用に供するＦＴＴＨアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するＦＴＴＨアクセスサービスをいう。以下この表において同じ。）	一　当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該ＦＴＴＨアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線（当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いて提供されるＦＴＴＨアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二及び三において同じ。）の数が五万未満のものを除く。） ［二　略］ 三　その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（その提供を受ける当該ＦＴＴＨアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が三万未満のものを除く。） 四　その他電気通信事業者
［略］	［略］

［五　略］

（卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出）

第二十五条の七の三　法第三十八条の二の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書（第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合（同号の表の上欄一の項に掲げるＦＴＴＨアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者であつて、下欄第四号に該当する者の当該事項を変更する場合を除く。）にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出）

第二十五条の五　法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書（第二十五条の七第四号に規定する場合に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。

（法第三十八条の二の総務省令で定める事項）

第二十五条の七　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ヲ　同上］

一　［同上］	一　当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該ＦＴＴＨアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線（当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いて提供されるＦＴＴＨアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二において同じ。）の数が五万未満のものを除く。） ［二　同上］ 三　その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者
［同上］	［新設］

［五　同上］

（卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出）

第二十五条の七の三　法第三十八条の二の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書（第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。